

補 足 資 料

1 OECD 検討状況及び各国案概要並びに分析について

〔検討目的・枠組み〕

- 多国籍企業が国際的な税制の間隙を突いて税負担を軽減・回避する行為や問題は、税源浸食と利益移転（BEPS）と呼ばれ、リーマンショック以降、国際的に大きな問題となっていた。そこで国際課税のルールを、世界経済及び企業行動の実態に即したものとすること、各国政府やグローバル企業の透明性を高めることなどを目的に OECD が BEPS プロジェクトを立ち上げた。
- 2015 年 10 月には、BEPS への対応についての合意事項をまとめた「最終報告書」が公表された。その後、2016 年 6 月末に、合意事項を実施に移すための「BEPS 包摂的枠組み」が立ち上げられ、現在、134 か国・地域がプロジェクトに参加している¹。

〔論点整理〕

- OECD・BEPS プロジェクト（以下単に「OECD」という。）は、2019 年 1 月に論点整理、同年 2 月に公開協議文書（以下「論点整理等」という。）をそれぞれ公表した。論点整理等では、経済の電子化に伴う課税上の課題に対する長期的解決策として、次の二つの柱の検討を進めることが提示されている。
- 第一の柱として、市場国又は利用者所在国に対する課税権配分を拡大する観点から、ネクサス原則及び利益配分原則を見直すこととしている。新たなネクサス原則としては、①利用者参加（英国案）、②マーケティング無形資産（米国案）、③重要な経済的存在（インド等新興国案）、の 3 案が示された。
- 英国案は、利用者の参加が HDB の価値創造に主要な役割を果たしている点に着目し、利用者の参加によって生じた利益について、利用者の所在国が課税できるようにする案である。新ルールの適

¹ 補足資料 p.10 「BEPS 実施フェーズ（Inclusive framework on BEPS）参加国・地域」

用対象は、HDB に限定される。

- 米国案は、多国籍企業が市場国におけるマーケティング活動で生み出したマーケティング無形資産（ブランド、商標、顧客データ、顧客リスト等）に価値を認め、それにより生じた利益に対して市場国が課税できるようにする案である。新ルールの適用対象は、HDB に限定されず、消費者向け製品（自動車、電気製品、医薬品等）の製造販売事業であっても適用対象になり得る。
- インド等新興国案は、非居住者企業がデジタル技術によって市場国との間に有意で継続的な関係を有すると認定される場合に、市場国に重要な経済的存在があるとみなし、同国が課税できるようにする案である。
- 第二の柱として、無税又は低税率国への利益移転という BEPS の残された課題に対応するため、①一定水準以下の実効税率を課している無税又は低課税国に所在する支店・子会社に対する所得合算ルール、②これらの国に所在する関連者への税源浸食的支払について損金算入を否認するルール、の導入が提言された。なお、2019 年 3 月、OECD は上記二つの柱について、2,000 ページにも及ぶコメントを事前収受の上、全世界から 400 名の利害関係者が参加するパブリック・コンサルテーション（政策決定過程に広く国民の意見を募る手続）を開催した。

〔作業計画〕

- OECD は 2019 年 5 月、同年 3 月に開催したパブリック・コンサルテーションの内容も踏まえた作業計画を公表した。
- 第一の柱については、論点整理等にて示された 3 案の統合に向けて、今後政治的合意を目指すとしている。また、新たな利益配分方法として、①残余利益分割法、②定式配分法、③仕向地基準

アプローチ、が提案された²。

- 第二の柱については、制度設計上の主要要素に関する技術的な課題が整理され、最低税率の水準等の決定は今後の検討に委ねられている。
- OECD は、2019 年 10 月 9 日に国際課税の新ルール of 枠組み（事務局案）を公表した後、同月米国で開催される G20 へ同案を報告、11 月に第一の柱、12 月に第二の柱のパブリック・コンサルテーションを実施予定。作業計画ではその後、2020 年 1 月までの大枠合意、2020 年末までの最終報告書の公表を目指す工程が示されている。

〔各国案の分析〕

- ここまで OECD における検討状況を概観してきたが、この問題の本質は、「デジタル経済に対する国際的な課税権をどのようなルールで配分するか」ということに尽きる。背景には、経済のデジタル化により、企業活動による利潤の源泉が有形資産から無形資産にシフトしているということがある。特にデジタル企業のビジネスモデルは無形資産の塊であり、無形資産はその性質上、集中的に存在する傾向がある。
- 一般的に、無形資産は多国籍企業本社の R&D（企業の研究開発業務又は部門）部門で創出されることが多く、利益配分は本社の比重が大きくなりやすい。なぜなら、独立企業原則（Arm's Length Principle）の下で移転価格税制³を適用する場合、通常利益（有形固定資産や運転資金等に帰属させられる利益）を超える利益（「超過利益」又は「残余利益」）については、多国籍企業の中の R&D 部門、その他その無形資産の創出に寄与したリスクテイク部門に配分するルールとなっており、それは多くの場合必然的に、多国籍

² 補足資料 p.10 「新たな利益配分方法」

³ 法人が国外関連者と国外関連取引を行った場合、その取引に係る対価の額は、通常の取引価格（独立企業間価格）で行われたものとみなして所得を計算し課税する制度。

企業の本社部門ということになるからである。その結果、本社立地国に多くの利益が配分され、税収の多くが帰属することになる。

- しかし、全ての無形資産が、本社立地国の R&D 部門の研究開発によって創出されるわけではない。市場国におけるマーケティング活動を通じて形成される無形資産もまた存在するはずである。米国案は、そのマーケティング無形資産 (Marketing Intangibles) に価値を認め、それにより生じた利益に対して市場国が課税できるように提案するものである。
- ブランドや商標等の価値は、市場国の消費者の選好によって創出され、顧客データや顧客リストは消費者を対象とした営業活動によって得られるなど、これらのマーケティング無形資産は、市場国との結びつきが非常に強い。したがって、無形資産の中でもその部分については、本社立地国ではなく、消費者がいる市場国が課税すべきという主張である。
- 一方、「マーケティング」という企業側の視点に立つ米国案とは対照的に、「利用」という消費者側の視点に立つのが英国案である。デジタル経済では、デジタルプラットフォームの利用者は、商品やサービスを購入するという受動的な役割だけでなく、自らコンテンツをアップロードしたり (SNS)、空き部屋を旅館・ホテルとして提供したりすることで (民泊)、積極的に市場に参加している。企業は、利用者が提供するデータを蓄積し、分析することで新しい価値を創出し、巨大な利潤を上げていることは間違いないのであるから、市場国における利用者参加 (User Participation) が企業の価値創出に大きく寄与しているという主張である。
- 上記の米国案と英国案の共通点は、従来のやり方のように二国間取引に係る利益を分割するのではなく、グローバルな事業利益 (連結利益) から通常利益 (有形固定資産や運転資金等に帰属させられる利益) を除いた利益である「残余利益」を分割、配分す

る点である。通常利益は「ルーチン利益」、残余利益は「ノンルーチン利益」とも言われる。連結利益からルーチン利益を差し引いたものがノンルーチン利益、すなわち無形資産に帰属させられる利益ということになる。配分対象利益が決まれば、次はその利益配分の基準や方法をどうするかということになるが、米国案と英国案はともに「修正残余利益分割法」と呼ばれる方法を取る。

- しかし、その内容は異なる。米国案ではノンルーチン利益を創出した無形資産をマーケティング無形資産 (Marketing Intangibles) と技術関連無形資産 (Technology Related Intangibles) とに分けるが、英国案ではこれを分けない (ただし、英国案では、無形資産を区分しない代わりに、対象を HDB に限定する)。
- そして米国案では、マーケティング無形資産由来の利益のみを新たな利益配分基準、すなわち新ネクサスで分割、配分し、同じ無形資産由来の利益ではあっても、技術関連無形資産由来の利益については、独立企業原則など移転価格税制の既存の利益配分ルールに則って分割、配分するのである。これは、マーケティング無形資産が、企業が市場国で直接消費者にアクセスすることで築かれるのに対し、技術関連無形資産は、多くの場合、企業の本社立地国にある R&D 部門で創出されることを想定した提案であろう。
- また、市場国への利益配分の際に用いる基準については、米国案では、市場国ごとのマーケティング無形資産と利潤創出の関係性や寄与度を直接特定するのは難しいため、代替指標として「売上」を、英国案では、利用者参加と利潤創出の関係性や寄与度を直接特定するのが難しいため、また課税実務簡素化の視点から、代替指標として「利用者の価値を代替する定式」を用いることが提案されている。
- いずれの指標も、マーケティング無形資産と利用者参加という直接的な定義や範囲の特定が困難な概念、測定困難な価値を基礎

としている点では同様であり、結果として、利益配分基準として用いる指標も代替的なものとならざるを得ない。こうした基本概念の曖昧さや価値測定の困難性を捉えた批判は米国案、英国案双方に対しなされているが、これらは、無形資産が利潤の源泉となる知識経済の本質に起因する難しさでもあり、相対的に妥当な指標に適宜修正を加えつつ、検討を進めていくほかない。

- この点、作業計画では、市場法域（市場国）の経済に対する「持続的・重要な関与を示す指標」を開発するとしており、その検討にあたっては、（a）継続的な現地での売上、及び（b）当該多国籍企業とその法域の経済との相互作用を示す追加的な指標が考慮される、とのことである⁴。
- また、2019年7月に開催されたG7の議長総括では、「第一の柱の下新たな課税権は、貴重な無形資産や高度に電子化されたモデルの活用など、市場又は利用者が所在する国・地域におけるビジネスの積極的な活動のレベルを反映した基準を参照して決定することが考えられ、これについてOECDがさらによく検討すべきであることに財務大臣は合意した。」と締め括られた⁵。このように現在、OECDにおいて、米国案を軸に英国案等との折衷を図る方向で検討が進められていることが示唆されている。
- 上記では詳しく触れなかったインド等が支持する新興国案を含め、現在OECDで検討されているどの案も、現在の国際課税の枠組みの中では認識されていない価値創造が存在する局面において、顧客又は利用者の市場国に多くの課税権を配分するという方向性では共通している。
- また、各案を構成する要素で見た場合、次の点が共通している。

⁴ OECD “Programme of Work to Develop a Consensus Solution to the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy” (2019年5月30日)

⁵ 財務省ホームページ「議長総括：7か国財務大臣・中央銀行総裁会議（仮訳）（2019年7月17日～18日 於：フランス・シャンティイ）」

(1) 物理的拠点を欠くネクサスの承認、(2) 事業の全体利益を出発点とするアプローチ、(3) コンプライアンスコスト及び紛争の減少を目的とした簡素な合意（定式：formula）の利用可能性、(4) 既存の利益配分ルールと併存した運用、の4点である。

【事務局案の公表】

- OECDは2019年10月9日、第一の柱に係る事務局案を公表した。事務局案は、物理的拠点によらない主に売上に依拠した新たなネクサスの創設、新たな利益配分ルールと既存の移転価格ルールとの併存及び定式（formula）ベースの解決策による補完など、概ね上記各案の構成要素を統合した形となっている。
- 一方、新ルールの適用範囲については、高度にデジタル化されたビジネス（HDB）に限定せず、広く消費者対面型ビジネス（消費者対面型の要素を有する消費財の供給又はデジタルサービスの提供により収益を生じる事業）とされており、米国案がベースとなっている。

2 各国独自の対応について

〔デジタルサービス税〕

- 競争条件の公平性（level playing field）を確保するため、OECDにおいて国際課税の新ルール策定に向けた議論が進められているが、各国間の利害関係が複雑化する中、先行きは依然不透明である。
- そうした中、デジタル企業の課税逃れに不満を募らせる各国では、様々な独自措置の導入又はその検討が進んでいる。その代表的な措置の一つがデジタルサービス税（以下「DST」という。）である。DSTは、各国におけるHDBの売上高が一定の水準を超える場合等に、当該売上高に対して課税するものであり、基本的な仕組みは各国で共通している。
- DSTの主な導入又は導入予定国（検討中含む。）としては、英国、フランス、イタリア、スペイン、オーストリア、チェコ、ポーランド、ベルギー、ニュージーランドが挙げられる。多くの国では導入に向けた検討が進められている段階であるが、フランスでは、2019年7月、オンライン広告、オンライン・プラットフォーム及び利用者データの広告目的での販売を課税対象とするデジタル課税法が公布された（2019年1月1日遡及適用）。
- なお、各国が法人所得課税において独自措置を講じる場合、租税条約への抵触が問題になるが、売上高に課税するDSTは租税条約の対象外であるため、各国が単独で実効性のある独自措置を導入できるメリットがある。ただし、DSTは所得ではなく売上高を課税ベースとすることから、課税の累積を排除できない等の問題点もある。

〔PE概念の拡張〕

- 一方、一部の国においては、既存のPE概念を拡張する国内法等を制定し、DSTとは異なる独自措置を導入している。

- イスラエルでは、2016年に、遠隔地から非居住者企業により国内顧客に提供されるオンラインサービスが、「重要な経済的拠点」の要件に合致した場合、外国法人がイスラエルにPEを有すると判断し、国内の法人課税の対象となる通達を発行した。
- 重要な経済的拠点の要件については、①イスラエル居住者との間のインターネットサービス契約が相当程度あること、②デジタルサービスを利用するイスラエルの顧客数が多数であること、③オンラインサービスがイスラエルの利用者用に仕様されていること、④イスラエルの利用者による多数のアクセスがあること、等が挙げられている⁶。
- また、インドも、2019年に、非居住者企業がデジタル等の手段で市場国との持続的な関係を構築し定期的に収入を得ている場合は、「重要な経済的拠点」があるとしてネクサスを認定する国内法を施行した。
- 重要な経済的拠点の要件については、①商品やサービス等に関する取引（インドにおけるデータやソフトウェアのダウンロードの提供を含む）が規定の金額を超えていること、②デジタル等の手段を介して、体系的かつ継続的に取引の勧誘を行うこと又は規定されている数の利用者とやり取りを行うこと、等が挙げられている⁷。
- なお、イスラエル及びインドのPE概念拡張は、各国間の租税条約に影響を与えるものではない。したがって、租税条約を締結している国との関係では、既存のPE概念が適用されることになる。

⁶ OECD “Tax Challenges Arising from Digitalisation Interim Report 2018”（2018年3月16日）、令和元年度東京都税制調査会第1回総会「（青山慶二氏提出資料）電子経済課税に関する国際的な動向について」（2019年5月17日）等

⁷ Income Tax Department (Government Of India) “Income Tax Act, 1961”

BEPS実施フェーズ(Inclusive framework on BEPS)参加国・地域

(2019年8月現在)

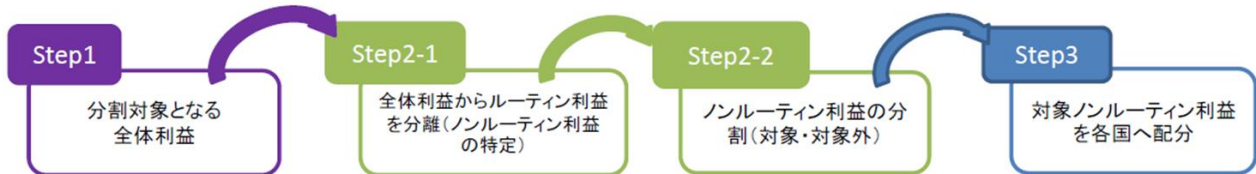
| OECD加盟国 | | OECD非加盟国=BEPS Associate | | | | | | |
|---|--|--|--|---|--|---|---|---|
| | | 従来から参加していた国 | 京都会合及び会合後に参加した国・地域 | | | | | |
| オーストラリア フランス イタリア 英国 韓国 トルコ G20メンバー | | アルゼンチン ブラジル インド 中国 インドネシア ロシア サウジアラビア 南アフリカ | ベナン コンゴ ガボン マン島 マルタ パラグアイ シンガポール | ブルネイ クロアチア ジョージア ジャージー モナコ ルーマニア スリランカ | 【京都会合で参加】 ブルガリア キュラソー ガーンジー ケニア ナイジェリア サンマリノ ウルグアイ | ブルキナファソ D.R.コンゴ ハイチ リベリア パキスタン セネガル | カメルーン エジプト 香港 リヒテンシュタイン バブアニューギニア シエラレオネ | |
| ニュージーランド ノルウェー イスラエル ベルギー フィンランド オーストリア スペイン ギリシャ チェコ ポーランド エストニア スイス リトアニア | | チリ アイスランド オランダ ルクセンブルク スウェーデン デンマーク ポルトガル アイルランド ハンガリー スロヴァキア スロベニア ラトビア OECD加盟申請中 | コロンビア コスタリカ | アンドラ BVI マカオ モーリシャス タイ セントクリストファー・ネイビス グレナダ アンギラ アルバ アンティグア・バーブーダ フェロー諸島 アルバニア | アンゴラ ケイマン諸島 ジャマイカ モンセラト ウクライナ バハマ諸島 セントルシア ドミニカ共和国 グリーンランド エスワティニ | 【京都会合後に参加】 ベリーズ バルバドス タークス・カイコス パナマ ベトナム カタール ザンビア バーレーン ドミニカ国 セントビンセント及びグレナディーン諸島 アルメニア ジブラルタル | バミューダ諸島 コートジボワール カザフスタン ペルー オマーン チュニジア モンゴル アラブ首長国連邦 カーボベルデ ボスニア・ヘルツェゴビナ ナミビア | ボツワナ ジブチ マレーシア セーシェル モルディブ トリニダード・トバゴ セルビア 北マケドニア クック諸島 モロッコ |
| 計36か国 | | 計10か国 | | | | | 計88か国・地域 | |

注1 京都会合とは、2016年6月末、BEPS合意事項を実施に移すための「BEPS包括的枠組み」を立ち上げた会合のこと。
 注2 メンバー国・地域は、対等な立場(equal footing)で議論・議決に参加し、合意事項全体にコミットする。ただし、新たに加わった途上国等が合意事項を実施するタイミングについては、従来から参加している国とは異なることが許容されている。
 注3 OECDホームページ及び「第23回 税制調査会 説明資料(国際課税)」(2019年6月12日)より作成。

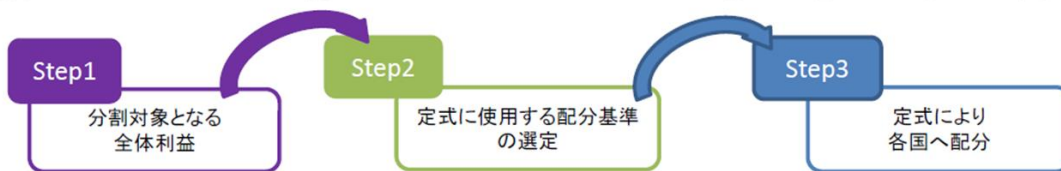
新たな利益配分方法

○利益配分方法のイメージ

①残余利益分割法: ノンルーティン利益のうち対象となる利益を特定し、各国へ配分



②定式配分法(Fractional apportionment method): グループ全体利益を配分基準により各国へ配分



③Distribution-based approach: 現地国(市場国)において稼得する売上(収入)にみなし営業利益率を適用



注 「第23回 税制調査会 説明資料(国際課税)」(2019年6月12日)より作成。